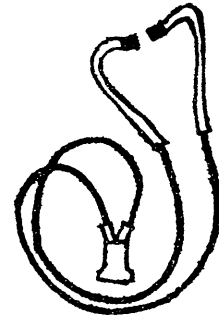


## 病院財政法案審議さる



(西ドイツ)

患者を1人部屋とか2人部屋に収容することは患者と個々の医師間の治療契約と基本的には結びつけてはならない。

このような原則が、病院財政法 (Krankenhaus-Finanzierungsgesetz) の最終草案にふくまれており、この法律は2月初め本会議で可決のはずである。

野党は、病院の主任医のプライベートな会計権による患者の収容を認めるよう主張したが、与党はこれを拒否し、これに代えて議会は財政法と関連して公布される新入院料規定を決定するよう、政府に勧告することとした。

与党が専門委員会で主張したところでは、新財政法は病院の財政状態を根本的に改善す

ることになる。この法律はまた、個々の病院利用者が病院の治療について包括的に注文し、自分の希望に応じた入院ができるような条件、をつくっている。

委員会の審議に当っては、国民を医学的、経済的に合理的な保護を与える根拠を病院が与える必要を確保し、このため政府は、経済的に独立し学問的にすぐれた病院がどのようにすればできるかを検討しなければならない。

病院は、1月1日の草案によると、その資本を連邦から援助される。国の補助をうけ、また入院患者の納める入院料から解放されれば、病院の自立を大いに促進することであろう。

*Die Welt*, 29 Januar, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 新会期迎えた

### 公的福祉制度改革の展望

(アメリカ)



昨年の政府提出法案である公的福祉制度改革法案(HR I)は、6月に下院審議を通過し、

その後上院財政委員会に付託されたが、まともや審議未了のまま会期切れをむかえてしま